

産業がつぶれて行くという形でその統
制廃止が行われておる。これでは、む
しろこの際はこういう物調法はむしろ
廃止して、そういう日本産業を保護す
るための別個の新しい形の統制法な
り、政策がとらるべきじゃないか。こ
ういうような観点から、われ／＼はこ
の法案を単に有効期限を延期するとい
うようなやり方に対しては、この際と
るべからずと考えるわけであります。
こういう意味において、日本共産党は
これに反対するものであります。

○小野瀬委員長 次に永井英修君。

○永井(英)委員　ただいま討論に付せられました臨時物産需給調整法案等の一部を改正する法律案に對しまして、自由黨を代表して賛成の意見を申し述べたいと思います。

本物調法は、戦後わが国の産業の復興と国民生活の安定とをはかるために、実施せられた経済統制の根拠法規であり、昭和二十一年十月一日に公布されて以来、臨時法規として施行されて参つておるものであります。その後わが国の産業及び国民生活の实情がいまだこの法律を不要とするまでに至らないため、前後三回にわたつて改正を加えて、その有効期限は本年四月一日、または経済安定本部の廃止のとき、いずれが早いときまでとなつておるのであります。終戦以来四年を経まして、近來わが国の統制経済も大幅に緩和され、自由経済への足取りは、蕭々と進行して参りました現段階においては、基本的には、むしろ本法の廃止こそ望ましいものではありませんが、なお當分の間、若干の緊要物資については統制の継続を必要とする実情も、やむを得ないものがあると認められる

のであります。従つて本法の有効期間を一箇年間延長すること、附則第二項を削る本改正案の趣旨は承認するののちに、政府としても積極的に努力を傾けられよう要望しておきたいのであります。これをもつて私の賛成意見をいたします。

○小野瀬委員長　これにて討論は終局いたしました。

これより本案の採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○小野瀬委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお本案に対する委員長報告書、その他の取扱いについては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小野瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なおいだいま青木国務大臣より發言を求められております。これを許します。

○青木國務大臣　一言委員の皆様にお
礼を申し上げたいと思います。かねて
から経済統制法の基本法である臨時物
資配給調整法の一部を改正するとい
う法案が提起せられて、各委員の方
方におかれましては、現在の日本
方におかれましては、現在の日本
経済の段階において漸次統制が撤廃さ
れて行き、日本の経済はともかくも戦
後五年の間に、一応の安定化への方向
をたどつた。こういう状態のものにお
きまして、自由経済への移行過程をな

どつておりますから、この臨時物資需給調整法がいつまでも存続するといふことについては、ただいま討論の中にもお言葉がございましたように、御

○小野瀬委員長　それでは十六日午後一時より事業者団体法に関する小委員会、十七日午後一時より委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

午後四時四十一分散會

○臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書